

【基本的考え方】

行政改革の先進的取組を参考に、各都道府県の今後の行政改革の羅針盤となるよう改革の方向性を示す。

公務員給与決定システムの研究

●労使交渉による給与決定の場合、客観的指標や議会の関与等は不要か。

◎透明性が高く、住民の理解が得られる給与決定システムを目指します。  
 ○必要な仕組み  
 ・中立的な第三者の調査による客観的な指標が必要  
 ・手続面では、議会の関与が必要  
 ・労使交渉の過程や結果についての情報公開の検討  
 ・地方公共団体を越えた交渉権限の一元化義務づける制度は不適切  
 ◎制度改革は全体像を示し、幅広い視点から議論を行い、国民、住民の理解を得ながら進めることが必要

天下りの全廃

●都道府県職員の天下りはあるのか。あるとすれば、不適切な実態はないか。

◎次の視点からさらに改革を進めます。  
 ○定年退職を原則  
 ○再就職先での適切な報酬額(再就職先に要請)  
 ○退職金の不支給(再就職先に要請)  
 ○再就職情報の公表の徹底(氏名、団体名、役職等できる限りの情報を公表)  
 ◎国の天下りとの違いを明確にし、住民の理解が得られる仕組みを目指します。

再任用制度の見直し

●再任用制度は適切に運用されていないのではないか。

◎人事管理のあり方に帰着する各都道府県固有の課題であり、実情に応じ、次の視点から見直しを進めます。  
 ○若年者採用とのバランスへの配慮  
 ○実情に応じた勤務時間の設定  
 ○実情に応じた職域の設定、拡大(専門分野以外の職域への拡大等)  
 ○退職時の職階にとらわれない能力・適性に応じた再任用

職員退職金カット

●民間に比べて、高い支給水準となっていないか。地域差は反映されているか。

◎退職手当の水準のあり方を検討します。  
 ○地域の民間水準を的確に把握した客観的指標の研究  
 ○社会情勢等を踏まえた制度のあり方の研究  
 ・定年延長等の高齢期雇用問題  
 ・変化する民間の退職金制度(賃金非連動型(ポイント制等)など)  
 ・公務員の労使関係制度の見直し  
 ◎給料の適正化などに取組み、退職手当の水準の適正化を図ります。

定数管理のあり方

●職員定数は都道府県の規模を反映した適正なものとなっているか。

◎住民に分かりやすい評価手法と情報公開により、住民に理解される行政組織づくりに取り組みます。  
 ○類似団体の比較による職員数の点検  
 ・適正規模の絶対的指標の算出は困難なため、人口規模等の指標を基に類似団体をグルーピングして比較・検証  
 ○総人件費による比較・管理  
 ・中長期の人件費所要見込額等の情報開示  
 ○人件費を含む総事業費による比較・管理  
 ・事業別、部門別の総事業費の把握に基づく人件費管理等

勤務条件の見直し

●公務員の休暇等の勤務条件は適正なものか。

◎各団体が自らの判断と責任により、地域の実情や住民への説明責任に留意し、引き続き検討・見直しを行います。  
 ○政策的に先導する意義があるものは推進(民間への普及・国への拡充要望)  
 ・社会通念から逸脱しない範囲として住民の理解が必要  
 ・意義が薄くなったもの等は見直し  
 ○国及び他団体との均衡に留意するため情報の共有化を推進  
 ○住民の理解が得られるよう透明性を向上

さらなる改革の方向性(先進的取組等)

国関係法人への支出の総点検

●国関係法人への分担金等の支出は、必要かつ適正なものか。

◎個別の事業や法人の財務・運営を対象とした次の視点から支出の点検を進めます。  
 ○見直しの視点  
 ・事業の必要性の視点(代替性、民間参入等)  
 ・費用対効果等の事業手法の妥当性の視点(競争性の確保等)  
 ・法人の財務状況・運営面等の妥当性の視点(内部留保等)  
 ○国関係法人の財務内容、運営等の透明性の向上、事業に対する説明責任を求めて行くことも必要。

監査制度の抜本的改革

●監査制度は有効に機能しているのか。

◎現行制度においても、監査機能の充実・強化に取り組めます。  
 ○独立性強化  
 ・識見委員の増  
 ○監査能力の向上と実施体制強化  
 ・専門性を有する人材の確保  
 ○監査の実効性・透明性の確保  
 ・ホームページでの監査結果公表  
 ○監査の効率性の確保  
 ◎監査制度を抜本的に見直す場合の留意点  
 ・議会の権能や責任のあり方、地方公共団体の基本構造のあり方等の議論と関連づけた総合的な議論が必要

随意契約に係る情報公開のあり方

●出資法人等との随意契約は不透明に運用されていないか。

◎随意契約の透明性をさらに高めるため、次の視点から見直しを進めます。  
 ○情報公開の徹底  
 ・出資法人等の経営状況、都道府県の関与の状況等を、定期的に把握し、公表する。  
 ・契約内容の公表に併せて出資法人等の詳細な情報を公開する。  
 ○随意契約の適正化  
 ・競争入札や競争の手続きの導入の推進  
 ・指針等を策定し、随意契約の点検調査、評価、指導、公表を行う

行政委員会の報酬見直し

●行政委員会の報酬は適正なものか。

◎他団体の見直しを参考に、各団体の実情に合わせ、自主的に見直しを進めます。  
 【参考事例】  
 ・日額化の委員例  
 1)収入委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会  
 2)監査委員(識見)、公安委員会を除く全ての委員  
 3)全委員  
 ・支給の考え方例  
 1)特別な事情がある場合は月額支給、それ以外は日額支給  
 2)日額を基本としつつ、日額で評価し難い職責等に基礎報酬(月額)を支給

事業評価制度

●事業評価制度は有効に機能しているのか。

◎制度をさらに有効に機能させるため、次の視点から見直しを進めます。  
 ○外部評価の導入と県民意見の反映(広報の仕方も検討)  
 【参考事例】  
 ・外部評価者に一般公募の県民も含める。  
 ・評価対象事業を外部評価者が選定する。  
 ・ホームページを活用した意見聴取の実施。  
 ○職員負担の軽減  
 【参考事例】  
 ・予算編成システムに調書を組み込み、予算と連動。

事務、機関、施設等の共同化の可能性

●各都道府県間等で事務、機関、施設を共同化することで、効率化が図れるのではないか。

◎共同化に向けての取組を推進します。  
 ○共同化の将来性  
 ・行政改革の有効なツール  
 ・地方分権改革における戦略的な取組となる可能性を秘めている。  
 ○コーディネート機能の整備  
 地域ブロック単位でコーディネート機能の整備が必要。  
 ○標準仕様の検討  
 地域ブロック単位、全国単位で検討が必要。

さらなる改革の方向性(先進的取組等)

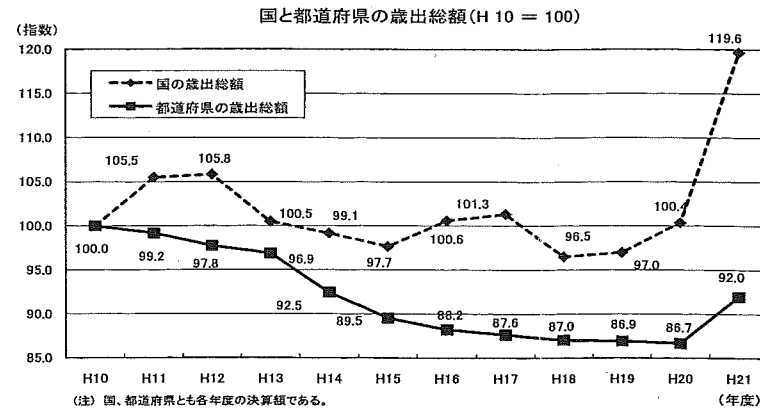
◎上記の「さらなる改革の方向性」を参考として、地域の実情等と比較検証を行いながら、各都道府県において改革に直ちにに取り組む。  
 ◎さらなる行政改革に必要な制度改正や見直しについては、国へ働きかける。

**懸命の行革努力の結果、国を上回る成果を上げています**

**○ 歳出の削減**

歳出の総額は、平成11年度より10年連続で減少し、その間で13.3%の削減  
(社会保障関係費等が増大する中、住民サービスを維持しつつ、行革により歳出を削減)

→ 同じ期間で国は逆に0.4%の増加



歳出額比較 単位：億円

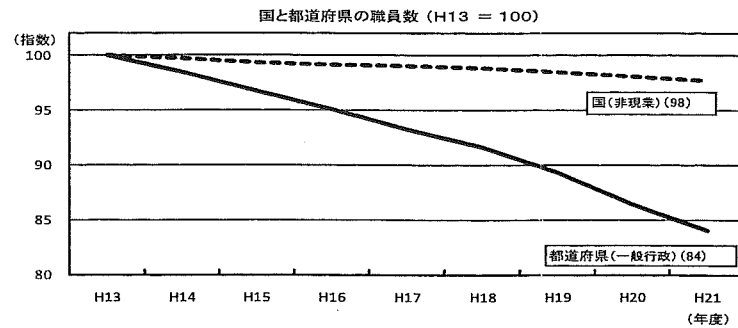
	国	都道府県
H10	843,918	546,271
H21	1,009,734	502,453
H21-H10	165,816	▲43,818

※平成21年度は国の経済対策により、11年ぶりに増加

**○ 職員数の削減**

職員数は、平成13年度から21年度までに16%削減

→ 同じ期間で国は2%削減



職員数比較 単位：人

	国(非現業)	都道府県(一般行政)
H13	528,250	296,977
H21	516,354	249,495
H21-H13	▲11,896	▲47,482

※独法化に伴い移管した職員を含む

**○ 独自の給与カット**

職員給料や手当は、独自カットしており、削減額は1兆9,815億円

→ 国は未実施

(H22年10月調査)

給与の種類	実施団体数	最大カット率
給料	42	16%
管理職手当	44	25%
期末・勤勉手当	19	30%

**その歩みを止めません。さらなる行政改革に取り組みます**

○ 12の行政改革テーマ

公務員制度改革	1 公務員給与決定システムの研究 〈岡山県〉
	2 天下りの全廃 〈秋田県〉
	3 再任用制度の見直し 〈秋田県〉
	4 職員退職金カット 〈大阪府〉
	5 定数管理のあり方 〈大阪府〉
	6 勤務条件の見直し 〈熊本県〉
7 国関係法人への支出の総点検 〈香川県〉	
8 監査制度の抜本的改革 〈栃木県〉	
9 随意契約に係る情報公開のあり方 〈栃木県〉	
10 行政委員会の報酬見直し 〈神奈川県〉	
11 事業評価制度 〈神奈川県〉	
12 事務、機関、施設等の共同化の可能性 〈熊本県〉	

## 行政委員の報酬の見直しについて

### 1 見直しの背景

行政委員の報酬については、勤務日数によらない支給を違法とする平成21年1月の大津地裁判決を契機に、一部の都道府県で月額報酬を見直す動きが出始め、昨年7月には全国知事会として、日額を基本とする地方自治法の趣旨を踏まえ、各団体の実情に合わせ、自主的に見直しを進めていくという改革の方向性が確認された。

### 2 検討委員会の開催

こうした動きを受け、本県としても報酬のあり方について検討を行うため、昨年7月30日に、県内各分野の有識者からなる「行政委員の報酬のあり方検討委員会」を設置し、議論を開始した。

検討委員会は、各行政委員会からのヒアリングを含め3回開催され、12月27日に具体的な見直し案を含む報告書が知事へ提出された。

### 3 見直し（案）

検討委員会の報告を踏まえ、次のとおり見直しを行うこととし、2月議会に条例案を提出することとしたい。

委員会名	区分	現 行	見直し案	
		月額	日額	月額
教育委員会	委員長	227,000	35,000	45,000
	その他委員	184,000	30,000	35,000
選挙管理委員会	委員長	184,000	35,000	45,000
	その他委員	147,000	30,000	35,000
人事委員会	委員長	227,000	35,000	45,000
	その他委員	184,000	30,000	35,000
監査委員	識見選任	259,000	35,000	45,000
	議員選任	108,000	30,000	20,000
公安委員会	委員長	248,000	35,000	45,000
	その他委員	201,000	30,000	35,000
労働委員会	会長	227,000	35,000	45,000
	公益委員	184,000	30,000	35,000
	その他委員	168,000	30,000	30,000
収用委員会	会長	108,000	35,000	
	その他委員	88,000	30,000	
海区漁業調整委員会	会長	65,000	35,000	
	その他委員	56,000	30,000	
内水面漁場管理委員会	会長	42,000	35,000	
	その他委員	37,000	30,000	

財政構造改革に伴い行っている報酬の10%カットは今後も継続する。

# 行政委員の報酬のあり方に関する報告書

平成22年12月

行政委員の報酬のあり方検討委員会

## 1 はじめに（検討の背景）

行政委員は、高い専門性や識見のもとに、独立した執行権を有する行政委員会の委員として行政の重要な一翼を担っており、こうした職務内容や社会的責任の重さ等から、これまで岡山県においては多くの他県と同様に、その報酬を月額で設定してきた。

近年、行政委員の報酬については、平成21年1月の大津地裁判決を契機に一部の都道府県で月額報酬を見直す動きが出始め、平成22年7月の全国知事会では、日額を基本とする地方自治法の趣旨を踏まえ、既に見直しを実施した団体の手法などを参考に、司法判断の状況等も踏まえつつ、各団体の実情に合わせ、自主的に見直しを進めていくという改革の方向性が確認されたところである。

こうしたことを背景に、岡山県においても行政委員会の実情を踏まえた適切な報酬のあり方について検討するため、「行政委員の報酬のあり方検討委員会」が平成22年7月30日に立ち上げられ、各行政委員会からのヒアリングを含め3回、委員会を開催し、検討を行ってきた。

本報告書は、当委員会での検討結果を報告するものである。

## 2 行政委員の報酬の支給根拠について

行政委員会の委員報酬については、地方自治法で下記のとおり、「勤務日数に応じて支給する」とされているが、ただし書きにおいて、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」と定められている。

〔参考〕地方自治法抜粋

### 第203条の2

普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

### 3. 行政委員の報酬のあり方について

#### (1) 基本的な考え方

報酬とは、勤務に対する反対給付（対価）であり、行政委員の報酬も勤務によって提供される役務に応じた支給がなされるべきである。そして、地方自治法においては、勤務日数に応じた支給が原則とされており、月額での支給が例外的な位置付けとなっていることから、日額支給を原則とすべきと考える。ただし、定量的に把握できない活動や負担、制約等が多い委員会もあり、活動実態によっては日額のみではカバーできない面があることを考慮する必要がある。

このようなことから、岡山県独自の新しい考え方となるが、見直しにあたっては、勤務日数に応じて支給するという地方自治法の原則を踏まえ、原則どおりすべて日額化することとし、委員会の活動実績（活動日数、内容）により、定量的に把握できない活動や職責があり、日額のみでは評価しきれないと認められる場合には、月額で補完するという考え方を基本とすることが適当であると考えている。

#### 基本的な考え方

報酬とは、勤務に対する反対給付（対価）であり、行政委員の報酬も勤務によって提供される役務に応じた支給がなされるべきである。

勤務日数に応じて支給するという地方自治法の原則を踏まえ、原則どおりすべて日額化する。

ただし、委員会の活動実績（活動日数、内容）により、定量的に把握できない活動や職責があり、日額のみでは評価しきれないと認められる場合には、月額で補完する。

#### (2) 報酬額の考え方

今回、新たに日額とそれを補完する月額の報酬単価を設定する際に、職務内容や責任の重さ、制約による負担等を委員会ごとに定量的に把握し、精緻な比較や積み上げを行って、報酬単価を設定することは困難であるが、報酬額の考え方についても、(1)の基本的な考え方を踏まえながら、そのあり方

について検討を行った。

まず、日額の水準についてであるが、報酬が勤務に対する反対給付（対価）であることから、その設定にあたっては、類似の役務の提供を行う者の報酬を参考とすることが望ましい。既に日額化している他県においても常勤の行政委員を参考としているところであり、岡山県でいえば、唯一の常勤の行政委員である常勤の監査委員の給料月額を基礎に算出することが適当と考える。

なお、委員長とその他委員等の報酬については、職責の違いや他県の状況等から現行の月額報酬額と同程度の差を設けることが適当である。

次に、月額水準についてであるが、本県では月額を補完的なものと位置付けていることから、現行の月額報酬額よりもかなり抑えた額に設定することが適当である。既に月額・日額併用制を採用している他県においては、見直し前の月額報酬額を基礎に、月額部分を $1/2$ または $1/3$ 程度で設定しているところであるが、本県では補完的な位置付けとしていることから、現行の月額報酬額の $1/5$ 程度を目安にすることが適当である。

なお、委員長とその他委員等の報酬については、日額と同様に、職責の違いや他県の状況等から現行の月額報酬額と同程度の差を設けることが適当である。

また、定量的に把握が困難な業務に対して措置するものであることや他県の状況等から委員会間では差は設けないことが適当である。

### （3）月額で補完すべき委員会の範囲

当委員会でのこれまでの議論やヒアリング等を通じて、定量的に把握できない活動や職責については、その程度は委員会により異なるものの、どの委員会にもある程度認められたところである。

しかしながら、少なくとも、活動日数が極端に少ない（月の平均活動日数が1日未満）委員会については、月額で補完する必要はないと考えられる。

こうした委員会の活動状況や職責のほか、他県の見直し状況等も総合的に勘案すれば、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、労働委員会の5委員会及び監査委員を月額で補完することが適当である。

#### (4) 見直し案

上記の考え方にに基づき、具体的な見直し案を示せば、次のとおりである。

委員会名	区分	現 行	見直し案	
		月額	日額	月額
教育委員会	委員長	227,000	35,000	45,000
	その他委員	184,000	30,000	35,000
選挙管理委員会	委員長	184,000	35,000	45,000
	その他委員	147,000	30,000	35,000
人事委員会	委員長	227,000	35,000	45,000
	その他委員	184,000	30,000	35,000
監査委員	識見選任	259,000	35,000	45,000
	議員選任	108,000	30,000	20,000
公安委員会	委員長	248,000	35,000	45,000
	その他委員	201,000	30,000	35,000
労働委員会	会長	227,000	35,000	45,000
	公益委員	184,000	30,000	35,000
	その他委員	168,000	30,000	30,000
収用委員会	会長	108,000	35,000	
	その他委員	88,000	30,000	
海区漁業調整委員会	会長	65,000	35,000	
	その他委員	56,000	30,000	
内水面漁場管理委員会	会長	42,000	35,000	
	その他委員	37,000	30,000	

#### 4 まとめ

県においては、この報告書を踏まえ、他の都道府県の見直し状況や裁判の動向にも留意しながら、行政委員の報酬について早期に適切な措置を講じられることを期待する。



## 基金の見直しについて

### 1 基本的な考え方

- ① 岡山県財政構造改革プランに掲げる「特定目的基金の整理」に基づき、自らの努力による歳入確保策に積極的に取り組む。
- ② 持続可能で、より適切な財政運営に改める必要があることから、繰替運用額の縮減に可能なものから取り組む。
- ③ 廃止する基金については、基金事業の内容から一般財源の方が、より円滑、柔軟に実施でき、その基金目的を達成しやすいものに取り組む。

### 2 見直し基金

法令に基づき設置されている基金及び全額国庫補助金により積み立てられている基金を除く全20基金のうち、下記の6基金

#### 【廃止】

- ・ 岡山県高齢者福祉基金
- ・ 岡山県中山間地域保全基金
- ・ 岡山県工業団地開発関連事業基金

#### 【統合】

- ・ 岡山県文化振興基金
- ・ 岡山県文化事業振興及び美術品取得基金
- ・ 岡山県環境保全基金（岡山県循環型社会形成推進基金へ統合）

} 統合

### 3 効果

約9億円の歳入対策（一般財源確保）と約5.2億円の繰替運用減少

### 4 統廃合時期

平成23年4月1日

【 一 覧 】

(単位:百万円)

区分	基金名	基金残高 (統廃合時見込み)		うち 歳入対策分	見直しの考え方等	
		現金				
廃止	岡山県高齢者福祉基金	現金	83	83	(現状) H22年度充当事業:高齢者在宅生活支援事業 (42百万円のうち10百万円)  (見直しの考え方) 財政状況により廃止するが、必要な事業は一般財源で引き続き実施する。	
		繰替運用	1,500			
		合計	1,583			
廃止	岡山県中山間地域保全基金	現金	1,254	836	(現状) H22年度充当事業:中山間ふるさと・水と土 保全対策事業等(10百万円)  (見直しの考え方) 財政状況により廃止するが、必要な事業は一般財源で引き続き実施する。基金に造成されていた国庫は返納する。	
		合計	1,254			
廃止	岡山県工業団地開発 関連事業基金	現金	346	346	(現状) H21、H22年度貸付実績なし  (見直しの考え方) 財政状況により廃止するが、貸付制度は存続させ、必要に応じて一般財源で貸付を実施する。	
		貸付金	285			
		繰替運用	523			
		合計	1,154			
統合	岡山県文化振興基金	現金	1	3	(見直しの考え方) ほぼ同じ目的のため、整理統合する。 また、財政状況により適正な基金総額(20億円)とし、取得財産は予算要求した上で、一般会計で買い戻す。	
		有価証券	493			
		繰替運用	506			
		合計	1,000			
	岡山県文化事業振興 及び美術品取得基金 (岡山県文化振興基金 へ統合)	現金	1,509			
		動産	90			
		繰替運用	2,124			
	合計	3,723				
	※統合後 岡山県文化振興基金	現金	1,507			/
		有価証券	493			
合計		2,000				
統合	岡山県環境保全基金 (岡山県循環型社会形成 推進基金へ統合)	現金	1,079	△ 330	(見直しの考え方) 財政状況により、繰替運用530百万円を償還した上で、県費積立額2億円を一般会計へ繰り入れ、残りの部分は循環型社会形成推進基金へ統合する。	
		繰替運用	530			
		合計	1,609			
	岡山県循環型社会形成 推進基金	現金	783	/		
		合計	783			
	※統合後 岡山県環境保全・循環 型社会形成推進基金	現金	2,192	/		
		合計	2,192			
	歳入対策分 合計				938	
	繰替運用減少額				5,183	